

令和5年度 千葉県相談支援従事者等専門コース別研修
発達障害者への相談支援 実施要項

1. 目的

障害者総合支援法等において相談支援の第一義的窓口である指定・一般・障害児相談支援事業所の相談支援専門員、市町村の障害福祉の相談支援を担当する職員、その他障害福祉関係事業所等において相談支援業務に携わる職員等を対象に、発達障害に関する様々な相談への具体的支援方法を学び、良質な相談支援が提供できるようになることを目的とする。

2. 実施主体

千葉県（千葉県委託事業企画・運営 特定非営利活動法人生活サポート千葉）

3. 研修日時及び会場

令和6年3月4日（月）

8：50 受付開始 9：20 研修開始

16：40 終了予定

会場 千葉県教育会館 203号室
千葉市中央区中央4-13-10

※県庁の立体駐車場は利用できません。

4. 研修内容

・日程は別添のカリキュラムを確認してください。

注：本研修は、令和4年度に実施した内容とほぼ同一内容になっております。

5. 受講者対象

県内の指定特定・一般・障害児相談支援事業所相談支援専門員、自治体職員、その他障害福祉関係事業所等において相談支援業務に携わる者。

6. 定員

80名 ※会場の都合により、定員を超えた場合には参加を制限させて頂く場合があります。その場合、お断りの連絡を担当から差し上げます。

7. 受講申し込み

- ・別紙受講申込書に必要事項を記載のうえ、締切日までにFAX、メール又は郵送にてお申し込み願います。
- ・同一事業所から複数名申し込まれる場合は、お手数ですが申込書をコピーしていただき、お一人様1枚使用にてお送り願います。

【申し込み先】

特定非営利活動法人 生活サポート千葉 担当：済賀 宛
住 所 〒260-0013 千葉市中央区中央3丁目15-6
ヤマチョウビル4階

電 話 043-222-0773

F A X 043-224-5720

MA I L soudan-kensyu@sschiba.jp

【締め切り日】

令和6年2月20日（火）必着

8. その他

- ・ 受講料は無料です。
- ・ 受講できない場合や変更等がある場合はお知らせ致します。
- ・ 受講決定通知を送りますので、**当日受付に提示**をお願いします。
- ・ 都合により参加出来なくなった場合は、早めにご連絡下さい。
- ・ 当研修では終了証書を交付しますので、申込み書に生年月日をご記入下さい。
- ・ 研修参加において、特別な配慮を必要とする場合は、個別にお知らせ下さい。
- ・ 研修には県庁の駐車場はご利用出来ません。公共の交通機関をご利用下さい。
- ・ 昼食は各自でご用意下さい。会場内で飲食は可能ですが、ゴミ等は各自でお持ち帰り頂けますようお願い致します。
- ・ 次の項目に該当する受講者には、修了証書を交付しませんので御注意下さい。
 - * 特段の理由なく、欠席又は30分以上の遅刻、早退、離席があった場合
 - * 申込み内容に虚偽があった場合
 - * 受講態度が著しく悪い場合
- ・ 感染予防として、会場を80名程度で使用します。また、受講者はマスクの着用・受付時の検温・手指の消毒にご協力をお願いします。尚、検温時37.5度以上の場合は、受講できませんのでご了承願います。

以上